平成 27 年度８－10 月フェーズ１データ更新実務実施要領

平成 27 年 7 月
全国農業会議所

１．送付資料一覧
①　本実施要領
②　全国農地ナビで公開されている農地情報の修正について【改訂版】
③　農地情報公開システム公表用ＣＳＶ提出時の留意点
④　農地台帳・農地地図登録データ仕様ガイドライン改訂対応表
⑤　データ仕様ガイドライン Ver1.1（平成 27 年 6 月）
⑥　不突合データの解消について

２．目的
全国農地ナビは今年４月に開設したところであるが、同サイトを閲覧した一般国民等からの指摘または要望等を踏まえ、公表されている項目のうち、未入力項目の解消を柱としてデータの再提供・収集を実施するものとする。このため、未入力項目を解消せずに不突合等の整備のみを行ったデータは今回のデータ更新の対象としないこととし、農地法に定められた農地情報の公表の趣旨に則り、全国農地ナビの整備に資するものとする。

３．実施内容
農業委員会等において、①利用状況調査結果等の項目における未入力、②農地のピンのずれ、③公表用ＣＳＶと地図データを紐付したときのエラーリスト等を解消した公表用ＣＳＶを改めて作成し、農地情報公開システム整備事業共同事業体（以下、共同事業体）に再度提出する。共同事業体は受領したＣＳＶのデータを公開前確認システムにアップロードし、アップロードされた農地情報を農業委員会等が公開前確認システムで再度公開承認を行う。

※エラーリストの解消等については、別紙「全国農地ナビで公開されている農地情報の修正について」、「農地情報公開システム公表用ＣＳＶ提出時の留意点」、「データ仕様ガイドライン」、「不突合データの解消について」を参考とし、必要に応じて共同事業体の都道府県担当者と連携して対応すること。
※※利用意向調査結果について所有者から回答がない場合は「調査中」と表記されることになる。

４．更新時期
平成 27 年８月までに共同事業体に公表用ＣＳＶを提出する。農業委員会等はそれまでに利用状況調査結果等の平成 26 年度のデータを確実に入力し、再度公表用ＣＳＶを作成すること。なお、平成 27 年７月までのデータについて

は８月の提出に間に合う範囲で入力すること。
　平成 27 年８月～１０月の期間にかけて、共同事業体による紐付け、データ格納作業、農業委員会等による公開承認作業を実施。

※公表用ＣＳＶの提出が８月中に間に合わない場合は、共同事業体のブロック担当にその旨を連絡し、早期に提出ができるように共同事業体と連携して対応すること。
※※共同事業体は公表用ＣＳＶを直接修正することは原則実施しない。

５．地図データの更新について
　地図データの更新は正確な農地位置を特定するために必要に応じて（例えば法務局の公図で昨年度実施したが、正確な農地位置ではなかったため、市町村にある地図データを今回利用する場合等）実施する。その場合、地図データを更新することにより、どの程度の農地位置情報が正確な状態になるかを確認し、地図データ出力経費がかかる場合は、費用対効果により地図データを更新するかどうか個別に検討する。
　出力経費については、今回の洗い替え作業によって定期的な更新とは別に地図データの出力経費が必要である場合については、農地情報公開システム整備事業で支出するため､必要な農業委員会等については個別での対応とし、その旨共同事業体のブロック担当に連絡すること。（なお、今回の洗い替え作業にあわせて、定期的な更新として地図データの出力を行う場合には、機構集積支援事業の活用により対応すること）
　なお、地図データの更新を実施する場合は、農地情報が適正に公表されていることを前提条件とする。そのため、公表用ＣＳＶの洗い替え作業が必要な農業委員会等は必ず公表用ＣＳＶの再提出を行うこと。

６．入力費用について
　利用状況調査や利用意向調査など、未入力項目の農地台帳への入力費用は、国の補助事業である機構集積支援事業を活用することができる。

７．データ更新に関する問い合わせ先
　共同事業体の各ブロック担当者もしくはデータ収集担当者

以上